

協会けんぽからのお知らせ News!

- ▶ [平成31年1月](#)
- ▶ [平成30年12月](#)
- ▶ [平成30年11月](#)
- ▶ [平成30年10月](#)
- ▶ [平成30年9月](#)
- ▶ [平成30年8月](#)
- ▶ [平成30年7月](#)
- ▶ [平成30年6月](#)
- ▶ [平成30年5月](#)
- ▶ [平成30年4月](#)
- ▶ [平成30年3月](#)
- ▶ [平成30年2月](#)
- ▶ [平成30年1月](#)

現在位置: [全国健康保険協会](#) > [お知らせ](#) > [平成31年1月](#) > 【健康保険】平成31年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

【健康保険】平成31年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

平成31年01月10日

平成31年度の健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、30万円に変更となります。

協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により

- ① 資格を喪失した時の標準報酬月額
- ② 前年(1月から3月までの標準報酬月額については、前々年)の9月30日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基本となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。

このため、毎年度②の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

※ 平成30年9月30日時点における全ての協会けんぽの被保険者の標準報酬月額の平均額は291,181円となります。(この額は、標準報酬月額の第22級：30万円に該当します。)

▲ ページ上部へもどる